

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

- (4) 議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料1 議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年2月8日

健康福祉局

議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法の一部改正
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正
- (3) 子ども・子育て支援法の一部改正

2 改正する条例

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
- (2) 川崎市身体障害者福祉会館条例
- (3) 川崎市障害者就労支援施設条例
- (4) 川崎市子ども・子育て会議条例

3 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 (1) に伴い、利用料金に係る規定の整備を行うもの (上記 2 (1))
 - 「厚生労働大臣が定める基準により算定した額」
 - 「内閣総理大臣が定める基準により算定した額」
- (2) 上記 1 (2) に伴い、利用料金に係る規定の整備を行うもの (上記 2 (1) から (3) まで)
 - 「厚生労働大臣が定める基準により算定した額」
 - 「主務大臣が定める基準により算定した額」
- (3) 上記 1 (3) に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの (上記 2 (4))
 - 「第 7 7 条第 3 項」 → 「第 7 2 条第 3 項」 等

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(生活支援事業の利用料金)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(生活支援事業の利用料金)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣及び法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が</p>

改正後	改正前
<p>定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣及び法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第163条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第163条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 (略)</p>

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 福祉会館において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算した額を利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 福祉会館において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算した額を利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p>

川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 法第6条第2項に規定する保護者</p> <p>(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 事業主を代表する者</p> <p>(5) 労働者を代表する者</p> <p>(6) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</p>	<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 法第6条第2項に規定する保護者</p> <p>(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 事業主を代表する者</p> <p>(5) 労働者を代表する者</p> <p>(6) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>

改正後	改正前
<p>6 部会の会議については、前条の規定を準用する。 (庶務)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年12月18日条例第56号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べることができる。</p> <p>附 則 (平成27年12月17日条例第74号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>6 部会の会議については、前条の規定を準用する。 (庶務)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年12月18日条例第56号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べることができる。</p> <p>附 則 (平成27年12月17日条例第74号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p><u>附 則（令和5年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	